

平成28年9月16日

遠軽町条例第29号

遠軽町議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

遠軽町長 佐々木修一

遠軽町議会基本条例の一部を改正する条例

遠軽町議会基本条例（平成25年遠軽町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「年1回以上」を「必要に応じて」に改める。

第8条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第10条の見出し中「作成」を「要求」に改める。

第11条に次の4号を加える。

（7） 遠軽町都市計画マスタープランに関する事。

（8） 遠軽町住生活基本計画に関する事。

（9） 遠軽町地域福祉計画に関する事。

（10） 遠軽町公共施設等総合管理計画に関する事。

第12条第1項中「、議会費について」を削り、「議会活動費」を「議会費」に改める。

第18条第1項中「議会活動及び」を削る。

第19条中「の調査及び」を「における」に改める。

第24条の見出し中「責務」を「責任」に改め、同条中「果たす」を「果たさなければならぬ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。